平成２０年（フ）第２６７号
熊本県菊池郡大津町大字杉水2458番地
破産者　嶋田　敏則
異議申述期間　平成21年10月26日まで
平成21年９月１日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第２９３号
熊本市近見６丁目７番28号
破産者　魁　　哲也
異議申述期間　平成21年10月26日まで
平成21年９月１日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０１号
熊本県熊本市清水万石４丁目12番61号
破産者　有限会社ユウキ運輸
異議申述期間　平成21年10月26日まで
平成21年９月２日
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第４２号
福岡県田川郡大任町大字今任原3266番地の37
破産者　ヒット株式会社
異議申述期間　平成21年11月２日まで
平成21年９月２日　福岡地方裁判所田川支部

平成２０年（フ）第１６１号
福岡県田川郡福智町赤池399番地115
破産者　藤村　一雄
異議申述期間　平成21年11月２日まで
平成21年９月２日　福岡地方裁判所田川支部

平成２０年（フ）第１２８３号
熊本市江津１丁目４番１号
破産者　株式会社大宣
異議申述期間　平成21年11月２日まで
平成21年９月２日
熊本地方裁判所民事第１部

平成１８年（フ）第３２号
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代5012番地
破産者　小野　精二
異議申述期間　平成21年11月２日まで
平成21年９月１日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第１号
福岡県大川市大字榎津220番地２
清算株式会社　株式会社よしまる
代表清算人　吉丸　英明
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所柳川支部

特別清算終結

平成２０年（ヒ）第５０１号
福島県いわき市平上荒川字長尾74番地の８
清算株式会社　エヌエヌオー情報企画株式会社
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所いわき支部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１０００２号
仙台市若林区卸町３丁目６番地の10
清算株式会社　株式会社北杜物産
清算人　佐藤　祐一
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　略称
本協定においては、次のとおり用語を略称する。

	（略称）
⑴　株式会社北杜物産	清算株式会社
⑵　平成21年６月９日（特別清算開始決定日）	基準日
⑶　一般債権弁済予定表	別表

２　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し基準日までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）とし、同債権を有する者を「債権者」という。
３　担保権付債権
本協定における「担保権付債権」とは、清算株式会社の不動産その他の資産について担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は商事留置権に限る。）を有する特別清算債権で、基準日までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものとする。
担保権付債権を有する債権者を「担保権付債権者」という。
４　一般債権
本協定における「一般債権」とは、特別清算債権のうち、担保権付債権に該当しない債権をいう。
５　債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何に関わらず、債権者ごとに全ての債権を合算して一つの債権とみなす。
６　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
７　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
基準日以降、特別清算債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、特別清算債権の全部または一部について債権者の変更があった場合においても、権利の変更は基準日における債権者の債権額を基準として行う。
８　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
なお、債権者が本協定に基づく弁済予定日の３営業日前までに特定の銀行預金口座を指定しなかった場合には、清算株式会社は当該弁済金を仙台法務局に供託することができる。
第２　担保権付債権の不足額の取扱い
１　担保権付債権について、担保権によって弁済されない残額（以下「不足額」という。）は、一般債権の例によって弁済する。
２　担保権の対象となる資産（以下「担保対象資産」という。）の評価額及び不足額が確定していない担保権付債権者については、合意による評価額の確定又は換価処分により不足額が確定した後、同不足額について一般債権の例に従い権利を変更する。
第３　一般債権
１　元本額の確認
債権者と清算株式会社は、債権者が清算株式会社に対して、基準日現在有している特別清算債権の元本が別表「債権元本額」欄記載の金額であることを相互に確認する。
２　権利の変更
債権者は、前項の債権元本を含む一般債権につき、以下の定めにより権利を変更し、弁済を受ける。
⑴　第１回弁済
清算株式会社は、各債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の翌月末日限り、別表「一般債権配当基準額」欄記載の金額に11％を乗じた金額を弁済する。
債権者に対する第１回弁済金額は、別表「弁済予定額」「第１回」欄記載のとおりである。
⑵　第２回弁済
清算株式会社は、各債権者に対し、第１回弁済後、全資産の換価（担保対象資産については合意により評価額を確定させた場合も含む。）が終了した日の属する月の翌月末日限り、当該換価代金から公租公課その他必要な費用を控除した残額を弁済原資とし、別表「一般債権配当基準額」欄記載の金額から第１回弁済額を控除した残額の割合に応じて弁済する。
⑶　債務の免除
ア　債権者は、本協定認可決定確定日に、利息及び遅延損害金について全額放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。
イ　債権者は、第２回弁済と同時に、別表「一般債権配当基準額」欄記載の金額から第１回弁済額及び第２回弁済額を控除した一般債権元本残額を放棄し、清算株式会社はその免除を受ける。
３　野﨑滿に対する債務の特則
第２項の規定にかかわらず、野﨑滿は本協定認可決定の確定を条件として、一般債権を全額放棄し、清算株式会社はその免除を受ける。
４　追加弁済
第２回弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、各債権者（但し、第３項に定める債権者を除く。）に対し、当該換価代金から公租公課その他必要な費用を控除した残額を弁済原資とし、別表「一般債権配当基準額」欄記載の金額から第１回弁済額及び第２回弁済額を控除した一般債権元本残額の割合に応じて追加弁済する。
この場合において、既になされた免除の効力は、追加弁済額の限度で、遡って効力を失うものとする。